

2. 議事（3）その他

本市の地域保健行政における 今後の役割について

保健所

本市の地域保健行政における 今後の役割について

社会情勢の変化等により、地域保健分野においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策など、対応すべき新たな課題が発生するとともに、従来からの事業課題においても、複合化や複雑化、ニーズの多様化が進んでいる状況となっている。

保健所については、一部の組織の見直しを行いながら、平成27年の保健福祉センターの開設以降、8年が経過した。そうした中、現在の状況を踏まえ、保健所の体制を見直し、より一層の地域保健事業の推進を図っていく。

本市の地域保健行政における 今後の役割について

【保健所】

平成27年10月の保健福祉センターの開設に伴い、保健・医療・福祉の連携推進を図るため、保健所の所管事務を拡大した。今後は新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、**健康危機対策を強化**する。また、保健所の業務の整理を行い、一部を健康・高齢部に移管し、保健所の医療の専門性をより一層高めていく。

【健康部】

健康部に、これまで健康・高齢部と保健所が別々に実施してきた**健康分野全般の業務を集約**し、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまで一体的に切れ目なく実施していく。



保健所と健康部が部を超えてより密接な連携を図るよう、保健福祉センター内に健康部の一部を移設する。また、公衆衛生医師や保健師の関与する業務範囲も拡大し、一体となって、地域保健事業のより一層の充実を図る。

地域保健に関する様々な施策

【見直し前】

保健所	保健分野 地域保健法 職域保健 特定健康診査 感染症法 精神保健福祉法 <u>がん検診</u> 予防接種法 母子保健法 <u>健康増進法</u> <u>自殺対策基本法</u> 食品衛生法 興行場法 狂犬病予防法 水道法
	医療分野 医療法 医師法 歯科医師法 薬機法 難病医療法 小児慢性特定疾病 地域医療計画 医療安全相談
	福祉分野 介護予防事業
	保健分野 <u>健康増進法</u> <u>自殺対策基本法</u>
健康・高齢部	医療分野 <u>地域医療計画（救急医療）</u>
	福祉分野 介護保険法



【見直し後】

保健所	保健分野 地域保健法 感染症法（健康危機対策の強化） 精神保健福祉法 <u>自殺対策基本法</u> 食品衛生法 興行場法 狂犬病予防法 水道法
	医療分野 医療法 医師法 歯科医師法 薬機法 難病医療法 小児慢性特定疾病 <u>地域医療計画（救急医療病床計画等への提言）</u> 医療安全相談
	保健分野 職域保健 特定健康診査 <u>がん検診</u> 予防接種法 母子保健法 健康増進法 <u>自殺対策基本法</u>
	医療分野 <u>地域医療計画（救急医療）</u>
健康部	福祉分野 介護予防事業